

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年6月6日(2013.6.6)

【公表番号】特表2011-512516(P2011-512516A)

【公表日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-016

【出願番号】特願2010-542624(P2010-542624)

【国際特許分類】

G 01 C 21/26 (2006.01)

【F I】

G 01 C 21/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月16日(2013.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ナビゲーションセンブリであって、

スピーカポート周辺部によって規定されるスピーカポートを含む筐体を備える携帯ナビゲーションデバイスと、

前記携帯ナビゲーションデバイスと接続されるように構成されるコネクタームを備える取り付け具と、を備え、

前記コネクタームは、前記スピーカポートの実質的に周辺にあるように且つ前記スピーカポートの少なくとも一部がそれによって覆われないままであるように、前記スピーカポート周辺部の少なくとも一部を補完し、それと係合する形状を有することを特徴とするナビゲーションセンブリ。

【請求項2】

前記コネクタームは開口を規定し、前記開口は、前記コネクタームが前記スピーカポート周辺部と接続された時に前記スピーカポートの少なくとも一部を覆うように配置されることを特徴とする請求項1に記載のナビゲーションセンブリ。

【請求項3】

前記スピーカポートは前記筐体に開口を備え、前記携帯ナビゲーションデバイスは前記スピーカポート内にスピーカを備えることを特徴とする請求項1又は2に記載のナビゲーションセンブリ。

【請求項4】

前記スピーカポートは、メッシュを規定する複数の開口を備え、前記携帯ナビゲーションデバイスは前記メッシュの後方で前記筐体内にスピーカを備えることを特徴とする請求項1又は2に記載のナビゲーションセンブリ。

【請求項5】

前記取り付け具は、表面との接続のための取り付けアームをさらに備え、前記取り付けアームは、前記取り付け具が、前記取り付けアームに対して傾いた前記コネクタームを有する開形態から、前記コネクタームと隣接した前記取り付けアームを有する閉形態へ、折り畳まれるように、前記コネクタームと枢動可能に接続されることを特徴とする請求項1乃至4の何れか1項に記載のナビゲーションセンブリ。

【請求項6】

前記コネクタアームは、前記コネクタアームが前記スピーカポート周辺部と接続される場合に前記スピーカポートの少なくとも一部を覆うように構成された開口を規定し、

前記取り付けアームは、前記取り付け具が閉形態である時に、前記コネクタアームにおける開口に少なくとも部分的に受容されるように構成されることを特徴とする請求項5に記載のナビゲーションセンブリ。

【請求項7】

請求項1乃至6の何れか1項に記載のナビゲーションセンブリ用に構成された折り畳み可能な取り付け具であって、

携帯ナビゲーションデバイスとの接続のためのコネクタアームと、

前記取り付け具を表面と接続する取り付けアームと、を備え、

前記コネクタアームおよび前記取り付けアームは、前記取り付け具が前記取り付けアームに対して傾いた前記コネクタアームを有する開形態から前記コネクタアームと隣接した前記取り付けアームを有する閉形態へ折り畳まれるように、枢動可能に接続されることを特徴とする取り付け具。

【請求項8】

前記コネクタアームは開口を備え、前記取り付けアームは、前記取り付け具が閉形態である時に、前記開口に少なくとも部分的に受容されるように構成されることを特徴とする請求項7に記載の取り付け具。